

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 保険料（第 8 条—第18条）
- 第 3 章 介護保険運営協議会（第19条—第23条）
- 第 4 章 罰則（第24条—第28条）
- 附則

第 3 章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

第19条 介護保険及び老人保健福祉に関する施策の企画立案及びその実施が基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法第138条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、飯山市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第20条 協議会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第117条第 1 項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 8 に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、市の介護保険及び老人保健福祉に関する施策の実施状況の調査その他介護保険及び老人保健福祉に関する施策に関する重要事項

（意見の具申）

第21条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において市長が任命する。

- (1) 被保険者 6 人
- (2) 保健医療団体の代表 3 人

- (3) 福祉関係団体の代表 3人
- (4) 介護サービス事業者の代表 3人
- (5) 有識者 5人

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市長は、第2項第1号の委員を任命するに当たっては、幅広い意見が反映されるよう、適切な方法によって選任されるようにするものとする。

(委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は市長が別に定める。